

条例公布第3号

特別職の職員の給料に関する条例の特例に関する条例をここに公布する。

令和5年3月2日

宇和島地区広域事務組合

組合長

岡原文彰

特別職の職員の給料に関する条例の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員の給料に関する条例（昭和48年条例第12号。以下「条例」という。）第2条に規定する組合長及び事務局参事の給料の支給額について特例を定めるものとする。

(給料の支給)

第2条 令和4年度における組合長及び事務局参事の給料は、条例第2条の規定にかかわらず支給しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。